



PRESS RELEASE

報道関係者各位

令和2年8月20日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 横瀬・野添
佐賀市鬼丸町7-18 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

「令和2年7月豪雨災害義援金」の受付を開始します。

令和2年7月に発生した大雨により、各地で死傷者の人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生したことに伴い、下記の被災県の共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を開始されました。

つきましては、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を開始しますのでお知らせします。

記

1. 義援金の名称と受付期間

名称：「令和2年7月豪雨災害義援金」

期間：令和2年7月8日（水）から令和2年12月30日（水）まで

※募集要綱の内容では、各県で義援金名称が異なりますが、県民に対して広報するうえで理解いただきやすいよう、義援金名称を上記に統一して案内することとしました。

2. 8月4日現在、義援金募集中の共同募金会

- ・福岡県共同募金会
- ・熊本県共同募金会
- ・大分県共同募金会
- ・鹿児島県共同募金会
- ・島根県共同募金会
- ・岐阜県共同募金会
- ・長野県共同募金会
- ・山形県共同募金会（追加）
- ・中央共同募金会

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座に送金いただき、本会で取りまとめのうえ、各被災県の共同募金会あてに送金します。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 102092	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

なお、佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される当義援金の専用振込票を使用いただければ手数料無料で送金いただくことができます。

※窓口にて「〇〇県あての令和 2 年 7 月豪雨災害義援金を送金したい」旨をお申し出ください。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を各被災県の共同募金会あてに送金いたします。

5. 義援金の配分について

共同募金会を通じて届けられた義援金は、被災地それぞれの共同募金会や行政等を通じて被災者世帯に配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、義援金送金先の共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町 7 番 18 号 / TEL 0952-23-4996